

保護者の皆さまへ

府中市長 高 野 律 雄
(公印省略)

現況届等の提出について (依頼)

日頃から本市の保育行政にご理解、ご協力いただきお礼申し上げます。

さて、子どものための教育・保育給付に係る認定を受けている児童について、保護者が家庭で保育できない状況(以下「保育要件」といいます。)等の現況を調査させていただきますので、必要な書類を期限内にご提出ください。

1 提出期限

令和8年7月14日(火)【郵送は必着です】

※ 現況届により、認定の内容が変更となる場合は、令和8年9月1日からの認定変更となります。8月1日からの認定変更(保育必要量等)を希望する場合は、現況届とは別に7月10日までに、状況変更届をご提出ください。

2 提出先

府中市役所保育支援課入所認定係(府中市役所おもや3階)まで持参、郵送又はオンラインフォームで提出してください(現在通われている保育所等には提出できません)。

※ 郵送時の宛先は、

〒183-8703 府中市宮西町2-24 府中市役所保育支援課入所認定係宛としてください。



3 提出書類

(1) 子どものための教育・保育給付に係る認定現況届(世帯で1枚)

(2) 保育要件確認のための書類

ア 対象者

保護者(父及び母)

イ 必要書類

保護者等の状況	必要な添付書類
就労・就労先が内定している。	「就労証明書」
出産を予定している。	母子手帳のコピー※保護者の氏名・住所欄及び分娩予定日が分かるページ(府中市の母子手帳では1・4頁)
傷病や心身の障害がある。	「障害者手帳」のコピー又は医師の「診断書(市指定様式)」
祖父母等の介(看)護に当たっている。	「介(看)護状況届出書」及び、次のいずれか1つ ・介護保険被保険者証のコピー ・ケアプランの要介護度が分かる部分のコピー ・介(看)護されている方の障害者手帳のコピー ・「診断書(市指定様式)」
学校に通学中又は入学を予定している。	市指定の「在学証明書」又は学校発行の在学証明書と時間割と市指定の「在学証明書」の裏面
災害の復旧に当たっている。 (仕事・ボランティアを除く。)	りさい 罹災証明書
求職活動をしている。	「求職活動誓約書」

※ 同封の要件書類以外に、該当する書類がある場合は、本市のホームページからダウンロードをお願いします。

(裏面もあります。)

(3) 令和8年度税資料（9月分から3月分までの利用者負担額算定用資料）

- ア 対象者
保護者（父及び母）
イ 必要書類

令和8年1月1日の住所地		必要な書類等
府中市	市民税申告が済んでいる。	府中市の市民税情報で確認しますので必要ありません。
	市民税申告が済んでいない。	市民税申告をし、 受付票のコピー を提出してください。
府中市以外	市民税申告が済んでいる。	マイナンバーによる情報連携で確認しますので必要ありません。
	市民税申告が済んでいない。	令和8年1月1日の住所地で市民税申告をし、 その旨を保育支援課へ電話で連絡 してください。

- ※ 父母が非課税で、祖父母が同一世帯内にいる場合や、保護者の市民税所得割は課税されているが、児童が祖父母等の税法上の被扶養者になっている場合は、祖父母等の税資料も必要です。
- ※ 生活保護受給世帯は、生活保護受給証明書を提出してください（府中市で受給している場合は除く。）。
- ※ 税資料は認定に必ず必要です。海外での就労等のため税資料が提出できない場合や、上記の資料が期限までに間に合わない場合は「年間収入申告書」を提出してください。
- ※ 9月の利用者負担額算定までに未提出の場合は、最高階層(D30)で決定します。
それにより、副食費免除となる方が徴収対象となる可能性がありますのでご注意ください。

4 注意事項

- (1) 提出書類はお返ししませんので、必要な方はあらかじめコピーをしてください。
- (2) 提出書類は、保育を必要とする状況及び時間を確認するための資料として取扱いに十分注意し、保育支援課、保育所(園)及び地域型保育事業所のみで使用させていただきます。
- (3) 兄弟姉妹で別々の保育所等に預けている場合は、下の児童が入所している保育所等へ提出してください。また、入所中の児童以外に待機中の児童がいる場合には、待機中の児童名を合わせて記入し、保育所等へ提出してください。なお、この現況届による変更等は、9月入所からの利用調整に反映します。
- (4) 次の状況になった場合、退所していただくことがあります。
- ア 現況届の書類が未提出である。
- イ 提出書類の内容が事実と異なる。
- ウ 認定ができなくなるほど保育要件が減少した（就労日数、就労時間が減少した場合等）。
- エ 下の子を出産後、2か月を経過して職場復帰しなかった（育児休業を取得する場合を除く。）。
- オ 育児休業取得者が職場復帰しないで退職した。
- カ 育児短時間勤務等を利用し、就労日数を減らした、又は1日につき実働2時間を超える短縮をして就労した（入所申込の際、上記のような育児短時間勤務等の取得を申告して入所した場合を除く。）。
- キ 保育要件がない。
- ク 2か月以上連続で通所しなかった。
- ※ 入所児童の病気や怪我及び里帰り出産等による休みの場合は、2か月を超えて休むことができますので、状況変更届をご提出ください。
- ケ 市外へ転出した（転出先の市区町村と協議の上、市外からの継続通所は可能）。

問合せ先 府中市子ども家庭部保育支援課入所認定係
電話：042 - 335 - 4172